

監査等の実施方針について

平成30年3月29日制定

少子高齢化、人口減少社会への対応が全国的な課題となっており、今後、市税収入等の一般財源の大幅な伸びは期待できない一方で、社会保障費の増大、生産年齢人口の減少等による経済の停滞などによる自治体の財政状況への様々な影響が危惧される。さらに本市においては平成28年熊本地震からの復旧・復興を進めていく必要があり、行財政運営はさらに厳しいものが見込まれる中、将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、持続可能な地域社会の形成が求められる。

このような中、市の基本方針である「上質な生活都市」の実現を目指し、市民・地域が参画し行政との協働によるまちづくりを進めていく上で、市民ニーズの多様化・複雑化に対応するためには、財政的及び人的な選択と集中により、効果的かつ効率的な市政運営を実現することが必要である。

こうした状況を踏まえ、住民の福祉の増進、「効率的で質の高い市政運営の実現」に貢献するため、次のとおり監査等についての実施方針を定め、実効性を確保した監査を実施することとする。

(1) 効果的な監査の推進

① 合規性・正確性の観点からの監査

市政への信頼を確保するため、事務が法令等の規範に従って執行されているか、予算執行等にかかる事務が正確かどうかに着目して監査を実施する。

② 3E（経済性（Economy）、有効性（Effectiveness）及び効率性（Efficiency）の観点からの監査

より少ない費用で事務事業の遂行及び予算の執行がなされているか、事務事業の遂行及び予算の執行が目標を達成しているか又は効果を上げているか、費用との対比で最大の効果が得られるように業務が実施されているかどうかに着目して監査を実施する。

③ リスクを考慮した監査

これまでの定期監査、財政援助団体等監査等の結果や決算審査の状況等を踏まえ、事務ミスや不正等のリスクの程度を考慮して監査を実施する。

④ 事務改善につながる監査

単なる事務ミスや違法又は不当の指摘にとどまらず、事務改善につながる指導を念頭に置き監査を実施する。

⑤重点事項の設定による監査

定期監査においては、その年度において重要と思われるテーマを設定し、横断的に監査を実施する。また、市民の関心が高い事業等については、必要に応じ弾力的に監査等の対象とする。

(2) 内部統制部署との連携

市の内部統制組織との連携強化を図り、監査結果が市の事務事業の改善につながるよう、監査の実効性を確保する。

(3) 監査結果のフォローアップ

監査結果において指摘や意見として示した事項、さらには指導事項に対するの改善状況について適宜フォローアップを行い、監査の実効性を確保する。

(4) 職員の専門的能力の向上

行財政運営の多様化・複雑化・高度化に対応するため、監査に関する専門知識・スキルを高める研修を充実させるなど、職員の専門的能力の向上に努める。

(5) 分かりやすい情報提供

監査等の結果は、監査報告等をホームページに掲載し、市民に分かりやすく情報提供するよう努める。また、職員に対しても事務改善につながるような情報を積極的に発信していく。

(6) 監査等の品質管理

品質管理の向上を図るため、監査実施時の確認事項やチェックリストを作成するとともに、監査調書等の記録の適切な管理に努める。